

平成 30 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長 永守 重信
 取 引 所 東証一部(6594)
 所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
 問合せ先 広報宣伝部長 生島 志朗
 電 話 (075) 935-6150

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 24 日開催の取締役会決議により、平成 30 年 6 月 20 日に開催予定の第 45 期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるため、新たに取締役会長を追加するとともに、文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 14 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 22 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長</u>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 14 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長</u>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 22 条～第 34 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 20 日

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 20 日

以上